

令和5年2月20日

## 随意契約による業務委託契約の事前公表

秋田臨港警察署会計課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約する物件について、秋田県財務規則第171条の2第2号により、次のとおり公表する。

- 1 契約に関する事務を担当する部局又は地方公所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
秋田臨港警察署会計課
  - (2) 所在地  
秋田市土崎港西三丁目1番8号
  
- 2 提供を受ける役務の仕様等  
秋田臨港警察署庁舎清掃業務  
(委託期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間)
  
- 3 契約の相手方に必要な資格  
次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体等であり、秋田県に事業の本拠が所在すること。
  - (2) 県庁舎の維持管理業務競争入札参加資格の登録名簿に登録されていること。  
(清掃業の登録で、一般清掃業又は環境衛生総合管理業に登録があるものとする。)
  
- 4 契約の相手方の決定方法  
見積価格が予定価格の範囲内で最低価格であること。
  
- 5 見積書の提出方法  
令和5年3月8日（水）までに、秋田臨港警察署会計課へ直接持参し、提出すること。